

平成 16 年 7 月 2 日

IASC 財団の定款改定にあたっての意見

全国銀行協会

われわれは、邦銀 144 行、日本で活動する外銀 38 行を構成メンバーとする業界団体である。今般、IASC 財団の評議員会主催の公聴会に参加する機会をいただき、感謝する次第である。

公聴会への招待状に添付された「IASC 財団が提示した 10 の論点・対応方針」に沿って、下記のとおりわれわれのコメントを申し述べる。

記

1. 「2. 評議員の数」

アジア・オセアニア地域から選出される評議員の数を「4」から「6」に増やすことに賛成する。

2. 「3. 評議員会の監督権限強化」

IASC 財団の提案では、IASB 等のデュ - プロセスの監督について、改善する努力が伺え、その方向を支持する。

IASB の独立性が必要との指摘があることも認識しているが、われわれは、チェック・アンド・バランスが適切に行われ、実務的にも納得感の得られるクオリティの高い会計基準を作成するうえで、「評議員会」の役割に非常に期待している。会計基準が世界的に通用するものとなることを考えた場合、また、会計理論をメインに据えた IASB に対して総合的な立場から意見形成を行うためにも、「評議員会」の役割は非常に重要と考える。

デュ - プロセスの監督は、基準設定のプロセスの客観性・公正性を確保するうえで必要なことから、特に、IASB および IFRIC については、定款に沿って任務を適切に遂行しているかどうか執行の監視を強化する方向を支持する。

3. 「4. 資金調達」

少数の関係者から多額の寄付によって賄う方式は長期的な財政基盤の安定性の観点から限界があるので、日本の財務会計基準機構（Financial Accounting Standards Foundation）のように市場参加者等を会員とし、広く薄く負担を求める方式を検討すべきである。

4. 「5. IASB の構成」

IASB 理事の人数は、現状が適切と考えるので、「14 人体制」を維持するとの提案を支

持する。また、理事に最も必要とされる資質に実務経験を加えていることは、実務に適合した、実行可能な基準の開発に資するものとしてこれを評価する。

各委員の職歴、専門分野のバランスに配慮し、特に、開発した新しい基準に沿って実際に財務諸表を作成できるかどうか重要なポイントとなるので、財務諸表の作成者の構成割合が現状より減らないように配慮すべきである。

5. 「6. IASB の正式のリエゾン関係」

現行のリエゾン関係は引き続き重要であるという見解に同意する。

また、われわれは、グローバルな観点から会計基準の収斂を図るうえで、各国の実情への配慮も不可欠であると考え。その目的を達成するために、各国の基準設定主体とのリエゾン関係を深めるとの提案を支持する。

6. 「7. IASB における審議・決定手続」

(コスト・ベネフィット分析/インパクト調査)

これまでもわれわれが主張しているように、国際会計基準の設定にあたっては、コストとベネフィットを十分に考えるべきである。会計理論だけによるのではなく、コスト面を含め実現可能な基準の設定に努めるよう配慮すべきである。また、実現不可能な会計基準にならないように、適切なフィールドテストに基づいた「予想される影響に関する報告書」(an expected impact statement)を作成・公表することを要望する。

7. 「9. 解釈指針委員会 (IFRIC)」

IASB は IAS の解釈指針の内容を更に深く解説するガイダンスは作成しない方針であると聞いている。IAS 基準が原理原則ベースになるとすれば、解釈の余地が大きくなるものと想像される。IAS はガイダンスを作成しない場合でも、(利用者が)解釈指針を理解するための一助となるように、解釈指針に記載した結論に至った背景及び理由を明記すべきである。

また、産業界(財務諸表の作成者)に影響の大きい解釈については、公開草案とすべきである。また、必要に応じて意見交換の場も設けるべきである。

8. 「10. 基準諮問会議 (SAC) の役割・構成など」

(1) SAC の IASB からの独立性

SAC の IASB からの独立性を高めるために、SAC 議長は IASB 議長とは別の人物がその任にあたるとの提案を支持する。

(2) サンセットレビューの扱い

IASB では、いつまでも同じプロジェクトについて検討することによる資源の浪費を防止するとの観点から、検討に着手してから 2 年間経過した案は廃止を含めてその是非を検討するという措置、いわゆる「サンセットレビュー」が導入されていると聞いている。この「サンセットレビュー」の扱いは、定款等において何らかの形で明記すべきものと考えられる。

「サンセットレビュー」を行う主体については、幅広い視野に立ち、客観的・中立的な判断に基づいて決定できることを確保するため、プロジェクトの当事者である IASB とは独立した機関（例えば、評議員会）に権限を与えるべきだと考える。

IASB では、2005 年からの欧州での IAS 基準の導入、および、米国基準との収斂に向けて、2004 年 3 月までは基準作成のスピードアップを図っていたと理解している。しかし、2004 年 3 月までで IAS 基準の開発をほぼ終えたため、今後は基準の見直しを行う際にも十分な議論を行うことが可能となるはずである。スピードアップを優先するあまり、十分な議論をせずに実務的に対応不可能な基準を設定することのないよう十分なチェック機能が確保されることを要望する。

われわれは、IASB で設定される会計基準は今後の各国会計基準に与える影響が非常に大きいと考えている。このため、その基本方針を構成する定款の改正において、われわれのコメントが十分に斟酌されることを強く希望する。

以 上